

議案第70号

鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表

示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(55の3) 略</p> <p><u>(55の4) 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定により処理することとされている薬事法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可</u> 次の表の左欄に掲げ</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(55の3) 略</p>

る区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品の製造販売業	
(1) 薬事法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（以下「第一種医薬品」という。）を製造販売するもの（(3)に掲げるものを除く。以下「第一種医薬品製造販売業」という。）	1件につき 149,800円
(2) 第一種医薬品以外の医薬品を製造販売するもの（(3)に掲げるものを除く。以下「第二種医薬品製造販売業」という。）	1件につき 131,600円
(3) 薬事法施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品を製造販売するもの（以下「薬局製造販売業」という。）	1件につき 7,400円
2 医薬部外品の製造販売業	
(1) 医薬部外品を製造販売するもの（(2)に掲げるものを除く。）	1件につき 131,600円
(2) 薬事法施行令第20条第2項に規定	1件につき

する医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの	58,800円
3 化粧品 ^の 製造販売業	1 件につき 58,800円
4 医療機器 ^の 製造販売業	
(1) 薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器を製造販売するもの (以下「第一種医療機器製造販売業」という。)	1 件につき 149,800円
(2) 薬事法第2条第6項に規定する管理医療機器を製造販売するもの (以下「第二種医療機器製造販売業」という。)	1 件につき 131,600円
(3) 薬事法第2条第7項に規定する一般医療機器を製造販売するもの (以下「第三種医療機器製造販売業」という。)	1 件につき 95,000円

(55の5) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品の製造販売業	

(1) 第一種医薬品製造販売業	1 件につき 138,000円
(2) 第二種医薬品製造販売業	1 件につき 115,000円
(3) 薬局製造販売業	1 件につき 4,000円
2 医薬部外品の製造販売業	
(1) 医薬部外品を製造販売するもの ((2)に掲げるものを除く。)	1 件につき 115,000円
(2) 薬事法施行令第20条第2項に規定 する医薬部外品以外の医薬部外品のみ を製造販売するもの	1 件につき 47,100円
3 化粧品製造販売業	1 件につき 47,100円
4 医療機器の製造販売業	
(1) 第一種医療機器製造販売業	1 件につき 138,000円
(2) 第二種医療機器製造販売業	1 件につき 115,000円
(3) 第三種医療機器製造販売業	1 件につき 69,900円

(56) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の

(56) 薬事法施行令(昭和36年政令第11号) 第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第12条第1項の規定

許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品（薬事法第2条第13項に規定する体外診断用医薬品（以下「体外診断用医薬品」という。）を除く。）の製造業	
（1）薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第26条第1項第3号に該当するもの（（4）に掲げるものを除く。以下「無菌医薬品製造業」という。）	1件につき 90,000円
（2）薬事法施行規則第26条第1項第4号に該当するもの（（4）に掲げるものを除く。以下「一般医薬品製造業」という。）	1件につき 85,000円
（3）薬事法施行規則第26条第1項第5号に該当するもの（（4）に掲げるものを除く。以下「医薬品包装等製造業」という。）	1件につき 47,600円
（4）薬局製造販売医薬品を製造するもの（以下「薬局製造業」という。）	1件につき 11,000円
2 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造業	

に基づく医薬品等の製造業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品の製造業	
（1）薬事法施行令第1条の2の2第1項第1号から第8号までに掲げる医薬品（以下「特別審査対象外医薬品」という。）のみを製造するもの（（2）に掲げるものを除く。）	1件につき 69,400円
（2）薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造するもの（以下「薬局製造業」という。）	1件につき 11,000円
（3）その他のもの	1件につき 114,000円
2 医薬部外品の製造業	
（1）薬事法施行令第1条の2の2第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品（以下「特別審査対象外医薬部外品」という。）のみを製造するもの	1件につき 34,800円
（2）その他のもの	1件につき 79,400円
3 化粧品等の製造業	1件につき

(1) 薬事法施行規則第26条第2項第2号に該当するもの（以下「一般体外診断用医薬品製造業」という。）	1 件につき 85,000円			
(2) 薬事法施行規則第26条第2項第3号に該当するもの（以下「体外診断用医薬品包装等製造業」という。）	1 件につき 47,600円			
3 医薬部外品の製造業				
(1) 薬事法施行規則第26条第3項第1号に該当するもの（以下「無菌医薬部外品製造業」という。）	1 件につき 44,800円			
(2) 薬事法施行規則第26条第3項第2号に該当するもの（以下「一般医薬部外品製造業」という。）	1 件につき 39,900円			
(3) 薬事法施行規則第26条第3項第3号に該当するもの（以下「医薬部外品包装等製造業」という。）	1 件につき 33,500円			
4 化粧品製造業				
(1) 薬事法施行規則第26条第4項第1号に該当するもの（以下「一般化粧品製造業」という。）	1 件につき 39,900円			
(2) 薬事法施行規則第26条第4項第2号に該当するもの（以下「化粧品包装等製造業」という。）	1 件につき 33,500円			
5 医療機器の製造業				
				34,800円
4 医療用具の製造業				
(1) 薬事法施行令別表第2に掲げる医療用具（以下「特別審査対象外医療用具」という。）のみを製造するもの（(2)に掲げるものを除く。）	1 件につき 69,400円			
(2) 専ら既存の医療用具の修理を行うもの（以下「医療用具専門修理業」という。）	1 件につき 69,400円			
(3) その他のもの				1 件につき 114,000円

(1) 薬事法施行規則第26条第5項第2号に該当するもの（以下「滅菌医療機器製造業」という。）	1 件につき 90,000円
(2) 薬事法施行規則第26条第5項第3号に該当するもの（以下「一般医療機器製造業」という。）	1 件につき 85,000円
(3) 薬事法施行規則第26条第5項第4号に該当するもの（以下「医療機器包装等製造業」という。）	1 件につき 47,600円

(57) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第13条第3項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造業	
(1) 無菌医薬品製造業	1 件につき 50,700円
(2) 一般医薬品製造業	1 件につき 48,000円

--	--

(57) 薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第12条第3項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品の製造業	
(1) 特別審査対象外医薬品のみを製造するもの（(2)に掲げるものを除く。）	1 件につき 47,600円
(2) 薬局製造業	1 件につき 5,600円
(3) その他のもの	1 件につき

(3) 医薬品包装等製造業	1 件につき 24,100円		
(4) 薬局製造業	1 件につき 5,600円		
2 医薬品（体外診断用医薬品に限る。） の製造業			
(1) 一般体外診断用医薬品製造業	1 件につき 48,000円		
(2) 体外診断用医薬品包装等製造業	1 件につき 24,100円		
3 医薬部外品の製造業			
(1) 無菌医薬部外品製造業	1 件につき 26,100円		
(2) 一般医薬部外品製造業	1 件につき 25,200円		
(3) 医薬部外品包装等製造業	1 件につき 24,100円		
4 化粧品の製造業			
(1) 一般化粧品製造業	1 件につき 25,200円		
(2) 化粧品包装等製造業	1 件につき 24,100円		
5 医療機器の製造業			
			83,100円
2 医薬部外品の製造業			
(1) 特別審査対象外医薬部外品のみを 製造するもの		1 件につき 22,200円	
(2) その他のもの		1 件につき 57,700円	
3 化粧品の製造業		1 件につき 22,200円	
4 医療用具の製造業			
(1) 特別審査対象外医療用具のみを製 造するもの（(2)に掲げるものを除く。）		1 件につき 47,600円	
(2) 医療用具専門修理業		1 件につき 47,600円	
(3) その他のもの		1 件につき 83,100円	

(1) 滅菌医療機器製造業	1 件につき 50,700円
(2) 一般医療機器製造業	1 件につき 48,000円
(3) 医療機器包装等製造業	1 件につき 24,100円

--	--

(57の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第13条第5項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造業	
(1) 無菌医薬品製造業	1 件につき 81,000円
(2) 一般医薬品製造業	1 件につき 77,000円
(3) 医薬品包装等製造業	1 件につき 41,300円
2 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）	

の製造業

(1) 一般体外診断用医薬品製造業 1 件につき
77,000円

(2) 体外診断用医薬品包装等製造業 1 件につき
41,300円

3 医薬部外品の製造業

(1) 無菌医薬部外品製造業 1 件につき
39,200円

(2) 一般医薬部外品製造業 1 件につき
35,700円

(3) 医薬部外品包装等製造業 1 件につき
30,700円

4 化粧品製造業

(1) 一般化粧品製造業 1 件につき
35,700円

(2) 化粧品包装等製造業 1 件につき
30,700円

5 医療機器の製造業

(1) 滅菌医療機器製造業 1 件につき
81,000円

(2) 一般医療機器製造業 1 件につき
77,000円

(3) 医療機器包装等製造業 1 件につき
41,300円

(58) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第14条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 医薬品

(ア) 医療用のもの ((イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。)

1件につき213,000円

(イ) 薬事法第41条に規定する日本薬局方に収められているもの ((ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき53,100

円

(ウ) 略

(エ) その他のもの 1件につき86,700円

イ 医薬部外品 1件につき53,200円

(58の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第14条第6項の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理 (以下「製造管理等」という。)に係る適合性の調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(58) 薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第14条第1項 (同法第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造又は輸入の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 医薬品

(ア) 医療用のもの ((イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。)

1件につき195,200円

(イ) 薬事法第41条に規定する日本薬局方に収められているもの ((ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき34,500

円

(ウ) 略

(エ) その他のもの 1件につき69,300円

イ 医薬部外品 1件につき34,000円

区 分	金 額
<p>1 医薬品等の製造販売の承認を受けようとするとき。</p> <p>(1) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造管理等</p> <p>ア 薬事法施行規則第26条第1項第3号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（ウに掲げるものを除く。以下「無菌医薬品の製造管理等」という。）</p> <p>イ 薬事法施行規則第26条第1項第4号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（ウに掲げるものを除く。以下「一般医薬品の製造管理等」という。）</p> <p>ウ 薬事法施行規則第26条第1項第5号に規定する製造工程のうち包装、表示又は保管（以下「包装等」という。）のみを行う製造所に係るもの（以下「医薬品包装等の製造管理等」という。）</p> <p>(2) 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造管理等</p>	<p>1 品目につき48,700円</p> <p>1 品目につき28,700円</p> <p>1 品目につき13,200円</p>

ア 薬事法施行規則第26条第2項第2号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（イに掲げるものを除く。以下「一般体外診断用医薬品の製造管理等」という。）	1品目につき28,700円
イ 薬事法施行規則第26条第2項第3号に規定する製造工程のうち包装等のみを行う製造所に係るもの（以下「体外診断用医薬品包装等の製造管理等」という。）	1品目につき13,200円
(3) 医薬部外品の製造管理等	
ア 薬事法施行規則第26条第3項第1号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（ウに掲げるものを除く。以下「無菌医薬部外品の製造管理等」という。）	1品目につき48,700円
イ 薬事法施行規則第26条第3項第2号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（ウに掲げるものを除く。以下「一般医薬部外品の製造管理等」という。）	1品目につき28,700円
ウ 薬事法施行規則第26条第3項第3号に規定する製造工程のうち包装等のみを行う製造所に係るもの（以下	1品目につき13,200円

「医薬部外品包装等の製造管理等」という。）

(4) 医療機器の製造管理等

ア 薬事法施行規則第26条第5項第2号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（ウに掲げるものを除く。以下「滅菌医療機器の製造管理等」という。）

1品目につき
48,700円

イ 薬事法施行規則第26条第5項第3号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（ウに掲げるものを除く。以下「一般医療機器の製造管理等」という。）

1品目につき
28,700円

ウ 薬事法施行規則第26条第5項第4号に規定する製造工程のうち包装等のみを行う製造所に係るもの（以下「医療機器包装等の製造管理等」という。）

1品目につき
13,200円

2 医薬品等の製造販売の承認を受けた後5年ごとの期間を経過するとき。

(1) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造管理等

ア 無菌医薬品の製造管理等

104,000円
に1品目に

	つき2,100 円を加えた 額
イ 一般医薬品の製造管理等	72,800円に 1品目につ き1,000円 を加えた額
ウ 医薬品包装等の製造管理等	39,200円に 1品目につ き300円を 加えた額
(2) 医薬品（体外診断用医薬品に限る。） の製造管理等	
ア 一般体外診断用医薬品の製造管理 等	72,800円に 1品目につ き1,000円 を加えた額
イ 体外診断用医薬品包装等の製造管 理等	39,200円に 1品目につ き300円を 加えた額
(3) 医薬部外品の製造管理等	
ア 無菌医薬部外品の製造管理等	104,000円 に1品目に

	つき2,100 円を加えた 額
イ 一般医薬部外品の製造管理等	72,800円に 1品目につ き1,000円 を加えた額
ウ 医薬部外品包装等の製造管理等	39,200円に 1品目につ き300円を 加えた額
(4) 医療機器の製造管理等	
ア 滅菌医療機器の製造管理等	104,000円 に1品目に つき2,100 円を加えた 額
イ 一般医療機器の製造管理等	72,800円に 1品目につ き1,000円 を加えた額
ウ 医療機器包装等の製造管理等	39,200円に 1品目につ き300円を

加えた額

(59) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第14条第9項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 医薬品

(ア) 医療用のもの ((イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。)

1件につき108,000円

(イ) 薬事法第41条に規定する日本薬局方に収められているもの ((ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき22,300

円

(ウ) 略

(エ) その他のもの 1件につき34,900円

イ 医薬部外品 1件につき23,000円

(60) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第40条の2第1項の規定による医療機器の修理業の許可 1件につき71,000円

(59) 薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第14条第6項 (同法第23条において準用する場合を含む。) の規定に基づく医薬品等の製造又は輸入の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 医薬品

(ア) 医療用のもの ((イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。)

1件につき93,600円

(イ) 薬事法第41条に規定する日本薬局方に収められているもの ((ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき20,300

円

(ウ) 略

(エ) その他のもの 1件につき30,100円

イ 医薬部外品 1件につき20,300円

(60)から(62)まで 削除

(61) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされて
いる薬事法第40条の2第3項の規定による医療機器の修理業
の許可の更新 1件につき48,700円

(62) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされて
いる薬事法第40条の2第5項の規定による医療機器の修理区
分の変更又は追加の許可 1件につき17,700円

(62の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとさ
れている薬事法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品等
の製造管理等に係る適合性の調査 次に掲げる区分に応じ、
それぞれに定める額

区 分	金 額
1 輸出用の医薬品等を製造しようとする とき。 (1) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。） の製造管理等	
ア 無菌医薬品の製造管理等	1品目につ き48,700円
イ 一般医薬品の製造管理等	1品目につ き28,700円
ウ 医薬品包装等の製造管理等	1品目につ

	き13,200円
(2) 医薬品（体外診断用医薬品に限る。） の製造管理等	
ア 一般体外診断用医薬品の製造管理等	1品目につき き28,700円
イ 体外診断用医薬品包装等の製造管理等	1品目につき き13,200円
(3) 医薬部外品の製造管理等	
ア 無菌医薬部外品の製造管理等	1品目につき き48,700円
イ 一般医薬部外品の製造管理等	1品目につき き28,700円
ウ 医薬部外品包装等の製造管理等	1品目につき き13,200円
(4) 医療機器の製造管理等	
ア 滅菌医療機器の製造管理等	1品目につき き48,700円
イ 一般医療機器の製造管理等	1品目につき き28,700円
ウ 医療機器包装等の製造管理等	1品目につき き13,200円
2 輸出用の医薬品等の製造の開始後5年 ごとの期間を経過するとき。	
(1) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）	

の製造管理等	
ア 無菌医薬品の製造管理等	104,000円 に1品目につ つき2,100 円を加えた 額
イ 一般医薬品の製造管理等	72,800円に 1品目につ き1,000円 を加えた額
ウ 医薬品包装等の製造管理等	39,200円に 1品目につ き300円を 加えた額
(2) 医薬品（体外診断用医薬品に限る。） の製造管理等	
ア 一般体外診断用医薬品の製造管理 等	72,800円に 1品目につ き1,000円 を加えた額
イ 体外診断用医薬品包装等の製造管 理等	39,200円に 1品目につ き300円を 加えた額

(3) 医薬部外品の製造管理等	
ア 無菌医薬部外品の製造管理等	104,000円 に1品目につ つき2,100 円を加えた 額
イ 一般医薬部外品の製造管理等	72,800円に 1品目につ つき1,000円 を加えた額
ウ 医薬部外品包装等の製造管理等	39,200円に 1品目につ つき300円を 加えた額
(4) 医療機器の製造管理等	
ア 滅菌医療機器の製造管理等	104,000円 に1品目につ つき2,100 円を加えた 額
イ 一般医療機器の製造管理等	72,800円に 1品目につ つき1,000円 を加えた額

ウ 医療機器包装等の製造管理等

39,200円に
1品目につ
き300円を
加えた額

(63)～(255) 略

(63)～(255) 略

(256) 削除

(257) 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成13年政令第383号。以下「小型船舶関係整備令」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる小型船舶関係整備令第1条の規定による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号。以下「旧小型船舶令」という。）第3条第2項において準用する旧小型船舶令第2条第3項の規定に基づく船舶の検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 全部の検査又は上甲板下全部の検査 1隻につき37,000円

イ その他の検査 1隻につき26,000円

(258) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりな

お従前の例によることとされる旧小型船舶令第3条第1項の規定に基づく船籍票の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 総トン数の変更に係る場合で知事が船舶の検査を行うとき。 1隻につき28,000円

イ 総トン数の変更に係る場合で知事が船舶の検査を行わないとき。 1隻につき4,300円

ウ その他の場合 1隻につき4,300円

(259) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく船籍票の書換え交付 1隻につき4,300円

(260) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第5条第4項の規定に基づく船籍票の交付 1隻につき4,300円

(261) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第7条の規定に基づく船籍票の再交付 1隻につき4,300円

(262) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりな

(256)から(263)まで 削除

(264)～(281の4) 略

(282) 道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第2項の規定により行う同条第1項の規定に基づく車両の通行の許可

1 通行経路につき200円

(283)～(323) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1) 略

(2) 児童福祉法第18条の9第1項の規定により知事の指定する者に保育士試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第15号の手数料 保育士試験の実施に関する事務を行

お従前の例によることとされる旧小型船舶令第7条の2第1項の規定に基づく船籍票の検認 1隻につき13,000円

(263) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第8条の3の規定に基づく船籍簿の謄本又は抄本の交付 用紙1枚につき1,000円

(264)～(281の4) 略

(282) 道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第2項の規定により行う同条第1項の規定に基づく車両の通行の許可

1件につき1,500円

(283)～(323) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1) 略

う者	
<u>(3)</u> 略	<u>(2)</u> 略
<u>(4)</u> 略	<u>(3)</u> 略
<u>(5)</u> 略	<u>(4)</u> 略
<u>(6)</u> 略	<u>(5)</u> 略
<u>(7)</u> 略	<u>(6)</u> 略
<u>(8)</u> 略	<u>(7)</u> 略
<u>(9)</u> 略	<u>(8)</u> 略
<u>(10)</u> 略	<u>(9)</u> 略
<u>(11)</u> 略	<u>(10)</u> 略

(鳥取県保健所条例の一部改正)

第2条 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) <u>BCG経皮接種の実施</u> <u>1人1回につき590円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(授業料の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の授業料の額は、月額<u>21,900円</u>とする。</p>	<p>(授業料の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の授業料の額は、月額<u>9,400円</u>とする。</p>

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。)を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第2(第7条関係)			別表第2(第7条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
1 薬品若しくは化粧品試験 又は衛生材料若しくは医療 用具規格試験 (1) 規格試験 ア 前処理の必要がない もの又は前処理として	1件につき	14,430円	1 薬品試験 (1) 公定書規格試験 (2) 定性試験 (3) 定量試験	1件につき 1成分につき 1成分につき	23,730円 1,860円 5,060円
			2 衛生材料又は医療用具規	1件につき	19,430円

溶媒に溶解するもの、 試薬の添加を行うもの、 蒸発乾固を行うものそ の他これに類する程度 の前処理を行うもの		
イ その他のもの	1 件につき	33,140円
(2) 成分試験		
ア 前処理の必要がない もの又は前処理として 溶媒に溶解するものそ の他これに類する程度 の前処理を行うもの	1 成分につき	4,883円
イ 前処理として試薬の 添加を行うもの、蒸発 乾固を行うものその他 これに類する程度の前 処理を行うもの	1 成分につき	12,285円
ウ その他のもの	1 成分につき	22,619円
<u>2</u> ウイルス検査 分離同定検査	1 種目につき	<u>16,206円</u>
<u>3</u> 略		

格試験		
<u>3</u> 化粧品試験		
(1) 原料基準規格試験	1 件につき	17,200円
(2) 定性試験	1 成分につき	2,130円
(3) 定量試験	1 成分につき	5,350円
<u>4</u> ウイルス検査 分離同定検査	1 種目につき	<u>7,620円</u>
<u>5</u> 略		

4 略

5 略

6 略

7 略

(鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前							
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)							
1 施設使用料				1 施設使用料							
(1) 体育館使用料				(1) 体育館使用料							
区	分	単	位	金	額	区	分	単	位	金	額
略				略							

一般利 用	一般人	略
----------	-----	---

(2) 略

備考 略

2 略

3 スポーツ教室参加料

区 分	金 額
児童又は中学校の生徒	1人1課程につき <u>1,470円</u>
高等学校の生徒又は学生	1人1課程につき <u>1,980円</u>
一般人	1人1課程につき <u>2,460円</u>

一般利 用	学生又は一般人	略
----------	---------	---

(2) 略

備考 略

2 略

3 スポーツ教室参加料

区 分	金 額
児童又は中学校の生徒	1人1課程につき <u>810円</u>
高等学校の生徒	1人1課程につき <u>1,100円</u>
学生又は一般人	1人1課程につき <u>1,370円</u>

(鳥取県産業技術センター条例の一部改正)

第6条 鳥取県産業技術センター条例（平成11年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目

(以下この条において「削除別表細目」という。)を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下この条において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2(第5条関係)			別表第2(第5条関係)		
区	分	金額	区	分	金額
一 分析	1 定性分析		一 分析	1 定性分析	
	(一) 略	略		(一) 略	略
	(二) 特殊定性分析			(二) 特殊定性分析	
	(1) 略	略		(1) 略	略
	(2) <u>電子線微小部分分析装置による分析</u>	1成分につき <u>2,790円</u>		(2) <u>エックス線マイクロアナライザによる分析</u>	1成分につき <u>2,950円</u>
(3) 略	略	(3) 略	略		
(4) <u>エックス線分析顕微</u>	<u>1件につき</u>				

鏡による分析	2,380円
(5) 略	略
(6) 略	略
2 定量分析	
(一) 略	略
(二) 特殊定量分析	
(1) 食品系特殊定量分析	
ア <u>ビタミンB₁、ビタミンC又はビタミンE</u>	略
の分析	
イ及びウ 略	略
エ <u>遊離アミノ酸の分離</u>	略
分析	
オ～キ 略	略
ク <u>食物繊維の分析</u>	1件につき
	32,540円
ケ <u>栄養成分の分析</u>	
(7) <u>基礎6成分(水分、たんぱく質、脂質、灰分、炭水化物及びエネルギー)の</u>	1件につき
<u>分析</u>	19,640円
(1) <u>基礎8成分(水</u>	1件につき

(4) 略	略
(5) 略	略
2 定量分析	
(一) 略	略
(二) 特殊定量分析	
(1) 食品系特殊定量分析	
ア <u>ビタミンの分析</u>	略
イ及びウ 略	略
エ <u>アミノ酸の分離分析</u>	略
オ～キ 略	略
ク <u>炭水化物の算出</u>	1件につき
	260円
ケ <u>エネルギーの計算</u>	1件につき
	260円

		分、たんぱく質、脂 質、灰分、食物繊維、 炭水化物、糖質及び エネルギー) の分析	52,440円				
		コ 高速液体分離分析装 置 (高速液体クロマト グラフ) による分析	1 件につき 16,260円				
		サ 気体分離分析装置 (ガスクロマトグラフ) による分析	1 件につき 31,050円				
		シ 略	略			コ 略	略
		(2) エックス線分析顕微 鏡による分析	1 成分につき 4,700円			(2) 略	略
		(3) 略	略			(3) 略	略
		(4) 略	略			(4) 略	略
		(5) 略	略			(5) 略	略
		(6) 略	略				
		(7) グロー放電発光分光 分析装置による分析	1 件につき 4,950円			(6) 略	略
		(8) 略	略				
二 試験	1	略	略	二 試験	1	略	略
	2	紙の試験			2	紙の試験	
	(一)	引張試験	1 件につき		(一)	引張試験	1 件につき

	<u>2,190円</u>
(二) 略	略
(三) 引裂試験、耐折試験又は柔軟度試験	1 件につき <u>1,840円</u>
(四) 略	略
3 木質材料又は木製品の試験	
(一) 材料の強度試験	1 件につき <u>1,160円</u>
(二) 接着強度試験	1 件につき <u>2,720円</u>
(三)～(八) 略	略
4 金属の試験	
(一) 引張試験、曲げ試験又は圧縮試験	
(1) 略	略
(2) インストロン型試験機によるもの	1 件につき <u>1,420円</u>

	<u>1,960円</u>
(二) 略	略
(三) 引裂試験、耐折試験又は柔軟度試験	1 件につき <u>1,620円</u>
(四) 略	略
3 木質材料又は木製品の試験	
(一) 材料の強度試験	1 件につき <u>970円</u>
(二) 接着強度試験	1 件につき <u>2,280円</u>
(三)～(八) 略	略
4 金属の試験	
(一) 引張試験、曲げ試験又は圧縮試験	
(1) 略	略
(2) インストロン型試験機によるもの	
ア 高温試験	1 件につき <u>8,370円</u>
イ 常温試験	1 件につき <u>1,550円</u>
ウ 低温試験	1 件につき

	(二)～(九) 略	略		(二)～(九) 略	略	8,500円
	5及び6 略	略		5及び6 略	略	略
三 略			三 略			
四 加工	1及び2 略	略	四 加工	1及び2 略	略	略
	3 木材の人工乾燥	1日につき		3 木材の人工乾燥	1日につき	略
		<u>6,070円</u>			<u>4,760円</u>	略
	4 略	略		4 略	略	略
五 写真	1 略	略	五 写真	1 略	略	略
	2 電子顕微鏡写真	1枚につき		2 電子顕微鏡写真	1枚につき	略
		<u>6,730円</u>			<u>7,360円</u>	略
	3 略	略		3 略	略	略
六～八 略			六～八 略			

(鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第9条 前条の許可を受けた者（グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。）のうち一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第9条 前条の許可を受けた者（グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。）のうち<u>学生又は</u>一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。</p>

(鳥取県農業試験場手数料条例の一部改正)

第8条 鳥取県農業試験場手数料条例（昭和50年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下この条において「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表（第2条関係）

別表（第2条関係）

区 分	金 額
1 土壤分析	
(1)～(4) 略	略
(5) 炭素（腐植）、置換容量、窒素、 <u>りん酸</u> 、加里、石灰、苦土、 <u>けい酸</u> 、塩素又は <u>りん酸</u> 吸収係数	1成分につき 2,960円
(6) <u>ほう素</u> 、アルミニウム、硫黄、マンガン、鉄、銅、 <u>亜鉛</u> 、 <u>砒素</u> 、モリブデン、カドミウム、水銀、 <u>クロム</u> 、 <u>ニッケル</u> 又は鉛	1成分につき 6,590円
(7) <u>有機塩素剤</u> 又は <u>有機りん剤</u>	1成分につき 23,100円 1成分増すごとに1,470円を加算する。
(8) 略	略
2 作物体分析	
(1) 窒素、 <u>りん酸</u> 、加里、	1成分につき 2,960円

区 分	金 額
1 土壤分析	
(1)～(4) 略	略
(5) 腐植、置換容量、窒素、 <u>りん</u> <u>磷酸</u> 、加里、石灰、苦土、 <u>けい</u> <u>珪酸</u> 、塩素又は <u>りん</u> <u>磷酸</u> 吸収係数	1成分につき 2,960円
(6) <u>ほう</u> <u>素</u> 、アルミニウム、硫黄、マンガン、鉄、銅、 <u>亜鉛</u> 、 <u>砒</u> <u>素</u> 、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛	1成分につき 6,590円
(7) <u>有機塩素剤</u> 又は <u>有機りん</u> <u>劑</u>	1成分につき 23,100円 1成分増すごとに1,470円を加算する。
(8) 略	略
2 作物体分析	
(1) 窒素、 <u>りん</u> <u>磷酸</u> 、加里、石	1成分につき 2,960円

石灰又は苦土	
(2) <u>ほう素</u> 、アルミニウム、 硫黄、マンガン、鉄、銅、 亜鉛、 ^ひ 砒素、モリブデン、 カドミウム、水銀又は鉛	1成分につき 6,590円
(3) <u>有機塩素剤</u> 又は <u>有機りん剤</u>	1成分につき 23,100円 1成分増すごとに1,470円 を加算する。
(4) 略	略
3 <u>かんがい水分析</u>	
(1) <u>懸濁物質</u>	1件につき 2,960円
(2) 略	略
(3) 略	略
(4) <u>窒素</u> 、 <u>りん酸</u> 、加里、 <u>けい酸</u> 、 <u>塩素</u> 、石灰又は苦 土	1成分につき 2,960円
(5) <u>ほう素</u> 、アルミニウム、 硫黄、マンガン、鉄、銅、 亜鉛、 ^ひ 砒素、モリブデン、 カドミウム、水銀又は鉛	1成分につき 6,590円
(6) <u>有機塩素剤</u> 又は <u>有機りん</u>	1成分につき 18,150円

灰又は苦土	
(2) <u>ほう素</u> 、アルミニウム、 硫黄、マンガン、鉄、銅、 亜鉛、 ^ひ 砒素、モリブデン、 カドミウム、水銀又は鉛	1成分につき 6,590円
(3) <u>有機塩素剤</u> 又は <u>有機りん 剤</u>	1成分につき 23,100円 1成分増すごとに1,470円 を加算する。
(4) 略	略
3 <u>かんがい水分析</u>	
(1) 略	略
(2) 略	略
(3) <u>窒素</u> 、 ^{りん} <u>磷酸</u> 、加里、 ^{けい} <u>珪 酸</u> 、 <u>塩素</u> 、石灰又は苦土	1成分につき 2,960円
(4) <u>ほう素</u> 、アルミニウム、 硫黄、マンガン、鉄、銅、 亜鉛、 ^ひ 砒素、モリブデン、 カドミウム、水銀又は鉛	1成分につき 6,590円
(5) <u>有機塩素剤</u> 又は <u>有機りん 剤</u>	1成分につき 18,150円

ん剤

(7) 略

4 肥料分析

(1)及び(2) 略

(3) アンモニア性窒素、枸溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸、塩分、水溶性窒素又は塩酸不溶解物(土砂) 1成分につき 1,970円

(4) 置換容量、硝酸性窒素、りん酸全量、炭素(腐植)又はアルカリ分 1成分につき 2,960円

(5) 略 略

(6) ほう素、苦土、けい酸、石灰又はマンガン 1成分につき 4,280円

(7) 灰分、水素イオン濃度又は電気伝導度 1項目につき 2,620円

(8)~(10) 略 略

(11) アルミニウム、チタン、クロム、鉄、ニッケル、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、 1成分につき 6,590円

1成分増すごとに1,470円を加算する。

略

略

1成分につき 2,960円

略

1成分につき 4,280円

1項目につき 2,620円

略

1成分につき 6,590円

剤

(6) 略

4 肥料分析

(1)及び(2) 略

(3) アンモニア性窒素、枸溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸、塩分、水溶性窒素又は塩酸不溶解物(土砂) 1成分につき 1,970円

(4) 硝酸性窒素、りん酸全量又はアルカリ分 1成分につき 2,960円

(5) 略 略

(6) ほう素、苦土、珪酸、石灰又はマンガン 1成分につき 4,280円

(7) 灰分 1件につき 2,620円

(8)~(10) 略 略

(11) アルミニウム、チタン、クロム、鉄、ニッケル、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、 1成分につき 6,590円

1成分増すごとに1,470円を加算する。

略

略

1成分につき 1,970円

1成分につき 2,960円

略

1成分につき 4,280円

1件につき 2,620円

略

1成分につき 6,590円

カドミウム、水銀又は鉛 5及び6 略	略
-----------------------	---

カドミウム又は鉛 5及び6 略	略
--------------------	---

(鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部改正)

第9条 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例(平成8年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
1 試験手数料			1 試験手数料		
区 分		金 額(1件)	区 分		金 額(1件)
略			略		
(4) 環境試験	ア 燃焼試験	1,080円	(4) 環境試験		1,080円
	イ 含水率試験	4,160円			

		1 試験片増すごとに 400円を加算する。
(5) 物性試験	略	
	イ 磨耗試験	940円
(6) その他の試験	その都度知事が定め る額	

2及び3 略

(5) 物性試験	略	
	イ 磨耗試験	940円

2及び3 略

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第10条 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表第4 (第8条関係)

別表第4 (第8条関係)

1 施設使用料

1 施設使用料

(1) 鳥取県立布勢総合運動公園

(1) 鳥取県立布勢総合運動公園

区 分			単 位	金 額
一般 利用	一般人		1人 1回 につき	160円
	営利	幼児、児童、 <u>中学校</u> 若しくは高等学校の生徒又は <u>学生</u> (以下「 <u>入場料その他に類するもの</u> 」(以下「 <u>入場料等</u> 」)という)	1時 間につき	1,900円

区 分			単 位	金 額
一般 利用	学生又は一般人		1人 1回 につき	160円
	営利	幼児、児童又は <u>中学校</u> 若しくは高等学校の生徒(以下「 <u>入場料その他に類するもの</u> 」(以下「 <u>入場料等</u> 」)という)	1時 間につき	1,900円

陸上競技場

グラウンド	専用利用	を目的しない場合	。)を徴収しないとき。	学生等)という。)	一般人	1時間につき	2,600円
				入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	9,900円
					一般人	1時間につき	13,200円
			略				
屋内練習場	一般利用		一般人	1人1回につき	30円		
						略	
		回数券又は1月利用券	一般	1人			

陸上競技場

グラウンド	専用利用	を目的しない場合	。)を徴収しないとき。	「と いう。)	学生又は一般人	1時間につき	2,600円
				入場料等を徴収するとき。	生徒等	1時間につき	9,900円
					学生又は一般人	1時間につき	13,200円
			略				
屋内練習場	一般利用		学生又は一般人	1人1回につき	30円		
						略	
		回数券又は1月利用券	学生	1人			

	トレーニンググループ	一般利用	によらないで利用する場合	人	1回につき	110円
			回数券により利用する場合	一般人	回数券11枚につき	1,100円
			1月利用券により利用する場合	一般人	1人につき	720円
		略				
略						
野球場	グラウンド	プロ野球以外の野球又はソフトボール	入場等を徴収しないとき。	学生等	1時間につき	1,700円
				一般人	1時間につき	2,300円
			入場等を徴	学生等	1時間につき	3,500円

	トレーニンググループ	一般利用	によらないで利用する場合	又は一般人	1回につき	110円
			回数券により利用する場合	学生又は一般人	回数券11枚につき	1,100円
			1月利用券により利用する場合	学生又は一般人	1人につき	720円
		略				
略						
野球場	グラウンド	プロ野球以外の野球又はソフトボール	入場等を徴収しないとき。	生徒等	1時間につき	1,700円
				学生又は一般人	1時間につき	2,300円
			入場等を徴	生徒等	1時間につき	3,500円

			収 す と き。	一 般 人	1 時 間 に つ き	4,800円
	略					
	略					
球 技 場	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	入 場 料 等 を 徴 収 し な い と き。	学 生 等	1 時 間 に つ き	900円	
			一 般 人	1 時 間 に つ き	1,300円	
		入 場 料 等 を 徴 収 す と き。	学 生 等	1 時 間 に つ き	4,900円	
			一 般 人	1 時 間 に つ き	6,600円	
	略					
					1時	

			収 す と き。	学 生 又 は 一 般 人	1 時 間 に つ き	4,800円
	略					
	略					
球 技 場	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	入 場 料 等 を 徴 収 し な い と き。	生 徒 等	1 時 間 に つ き	900円	
			学 生 又 は 一 般 人	1 時 間 に つ き	1,300円	
		入 場 料 等 を 徴 収 す と き。	生 徒 等	1 時 間 に つ き	4,900円	
			学 生 又 は 一 般 人	1 時 間 に つ き	6,600円	
	略					
					1時	

補助 競技 場	学生等			間 に つ き	700円	
	一般人			1時 間 に つ き	900円	
略						
鳥取 県 体 育 館	メイ ン ア リ ナ	一般 利 用	一般人	1人 1回 に つ き	60円	
		略				
略						
鳥取 県 体 育 館	トレ ニ ン グ ル ム	一般 利 用	回数券又は 1月利用券 によらない で利用する 場合	一般 人	1人 1回 に つ き	290円
			回数券によ り利用する 場合	一般 人	回数 券11 枚に つ き	2,900円
			1月利用券 により利用 する場合	一般 人	1人 に つ き	1,920円

補助 競技 場	生徒等			間 に つ き	700円	
	学生又は一般人			1時 間 に つ き	900円	
略						
鳥取 県 体 育 館	メイ ン ア リ ナ	一般 利 用	学生又は一般人	1人 1回 に つ き	60円	
		略				
略						
鳥取 県 体 育 館	トレ ニ ン グ ル ム	一般 利 用	回数券又は 1月利用券 によらない で利用する 場合	学生 又は 一般 人	1人 1回 に つ き	290円
			回数券によ り利用する 場合	学生 又は 一般 人	回数 券11 枚に つ き	2,900円
			1月利用券 により利用 する場合	学生 又は 一般 人	1人 に つ き	1,920円

		略	
	略		
多目的広場	学生等		1時間につき 700円
	一般人		1時間につき 900円

(2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

区 分		単 位	金 額
あやめ池スポーツ	体育室	一般利用 一般人	1人1回につき 70円
		略	
あやめ池スポーツ	トレ一ニ	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合 一般人	1人1回につき 110円
		回数券によ 一般	回数

		略	
	略		
多目的広場	生徒等		1時間につき 700円
	学生又は一般人		1時間につき 900円

(2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

区 分		単 位	金 額
あやめ池スポーツ	体育室	一般利用 <u>学生又は一般人</u>	1人1回につき 70円
		略	
あやめ池スポーツ	トレ一ニ	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合 <u>学生又は一般人</u>	1人1回につき 110円
		回数券によ 一般	<u>学生</u> 回数

センター	グループ	利用	り利用する場合	一般人	券11枚につき	1,100円
			1月利用券により利用する場合	一般人	1人につき	720円
		略				
略						
略						

備考 略

2 略

センター	グループ	利用	り利用する場合	又は一般人	券11枚につき	1,100円
			1月利用券により利用する場合	学生又は一般人	1人につき	720円
		略				
略						
略						

備考 略

2 略

(鳥取県警察手数料条例の一部改正)

第11条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(31) 略</p> <p><u>(31の2) 道路交通法第51条の8第1項の規定に基づく放置車両の確認等に関する事務を行う法人の登録</u> 1件につき23,000円</p> <p><u>(31の3) 道路交通法第51条の8第6項の規定に基づく放置車両の確認等に関する事務を行う法人の登録の更新</u> 1件につき23,000円</p> <p><u>(31の4) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付</u> 1件につき9,900円</p> <p><u>(31の5) 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習の実施</u> 1件につき19,000円</p> <p><u>(31の6) 道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定に基づく認定</u> 1件につき4,500円</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(31) 略</p>

(31の7) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監

視員資格者証の書換え交付 1件につき2,100円

(31の8) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監

視員資格者証の再交付 1件につき2,000円

(32)～(35) 略

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交
付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件
につき1,650円（道路交通法第92条第1項後段の規定によ
り1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事
項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代
える場合にあつては、1,650円に当該他の種類の免許ごと
に200円を加算した額）

イ 略

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付
次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件
につき3,200円

イ 略

(32)～(35) 略

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交
付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件
につき1,750円（道路交通法第92条第1項後段の規定によ
り1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事
項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代
える場合にあつては、1,750円に当該他の種類の免許ごと
に200円を加算した額）

イ 略

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付
次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件
につき3,350円

イ 略

(38)～(42) 略

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定
に基づく免許証の有効期間の更新 1件につき2,100円

(43の2)～(68) 略

2 略

(38)～(42) 略

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定
に基づく免許証の有効期間の更新 1件につき2,250円

(43の2)～(68) 略

2 略

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第6条関係） 1 施設使用料				別表（第6条関係） 1 施設使用料			
区 分		金 額		区 分		金 額	
		宿泊する場合	宿泊しない場合			宿泊する場合	宿泊しない場合
一般人	青年	1人1泊につき 580円	1人1日につき 290円	学生又は 一般人	青年	1人1泊につき 580円	1人1日につき 290円
	その他の 者	1人1泊につき 880円	1人1日につき 440円		その他の 者	1人1泊につき 880円	1人1日につき 440円

2 略

備考 この表において「青年」とは、満15歳以上満25歳未満の者（中学校及び高等学校の生徒並びに学生を除く。）及び青年団その他教育委員会が定める団体が利用する場合における当該団体の構成員をいう。

2 略

備考 この表において「青年」とは、満15歳以上満25歳未満の者（中学校及び高等学校の生徒を除く。）及び青年団その他教育委員会が定める団体が利用する場合における当該団体の構成員をいう。

（鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）

1 通常展示の入館料

区 分	金 額
個人（一般人に限る。）	1人1回につき 180円
団体（一般人の団体であって20人以上のものに限る。）	1人1回につき 150円

2 略

3 展示室等使用料

区 分	金 額
第1展示室	1日につき 21,520円
	半日につき 10,760円
第2展示室	1日につき 21,520円
	半日につき 10,760円
略	
講堂	1日につき 8,600円
	半日につき 4,300円
略	

備考

1 略

1 通常展示の入館料

区 分	金 額
個人（ <u>学生又は一般人</u> に限る。）	1人1回につき 180円
団体（ <u>学生又は一般人の団体</u> であって20人以上のものに限る。）	1人1回につき 150円

2 略

3 展示室等使用料

区 分	金 額
第1展示室	1日につき 21,520円
	半日につき 10,810円
第2展示室	1日につき 21,520円
	半日につき 10,810円
略	
講堂	1日につき 8,610円
	半日につき 4,300円
略	

備考

1 略

2 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、
この表に定める使用料の額に、1時間につき次の表の左
欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額
の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1
時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数
があるときは、1時間として計算するものとする。

区 分	金 額
第1展示室	1時間につき 2,690円
第2展示室	1時間につき 2,690円
第3展示室	1時間につき 2,100円
講堂	1時間につき 1,070円

3 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料
(備考2により加算した使用料を含む。)の額に当該額の
2割に相当する額を加算する。

2 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の
額に当該額の2割に相当する額を加算する。

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第4条関係)				別表第1 (第4条関係)			
1 施設使用料				1 施設使用料			
区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額
一般利用	一般人	1人1回につき	150円	一般利用	学生又は一般人	1人1回につき	150円
		1人1月につき	1,620円		1人1月につき	1,620円	
略				略			
備考 略				備考 略			
2 略				2 略			
3 武道教室参加料				3 武道教室参加料			
区 分		金 額		区 分		金 額	
略				略			
高等学校の生徒又は学生		1人1課程につき 1,360円		高等学校の生徒		1人1課程につき 1,360円	
一般人		1人1課程につき 1,770円		学生又は一般人		1人1課程につき 1,770円	

別表第2 (第4条関係)

1 施設使用料

区		分		金額		
プール	一般利用	個人	回数券又は1月利用券、3月利用券若しくは6月利用券によらないで利用する場合	略		
				高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき 580円
					冷水	1人1回につき 400円
				一般人	温水	1人1回につき 730円
			冷水	1人1回につき 500円		
		回数券により利用する場合	略			
			高等学校の生徒又は学生	温水	回数券11枚につき 5,880円	
				冷水	回数券11枚につき 4,090円	
一般人	温水		回数券11枚につき 7,350円			

別表第2 (第4条関係)

1 施設使用料

区		分		金額		
プール	一般利用	個人	回数券又は1月利用券、3月利用券若しくは6月利用券によらないで利用する場合	略		
				高等学校の生徒	温水	1人1回につき 580円
					冷水	1人1回につき 400円
				学生又は一般人	温水	1人1回につき 730円
			冷水	1人1回につき 500円		
		回数券により利用する場合	略			
			高等学校の生徒	温水	回数券11枚につき 5,880円	
				冷水	回数券11枚につき 4,090円	
学生又は一般人	温水		回数券11枚につき 7,350円			

		冷水	回数券11枚につき 5,040円
1月利用券により利用する場合	略		
	高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき 3,920円
		冷水	1人につき 2,720円
	一般人	温水	1人につき 4,960円
		冷水	1人につき 3,360円
3月利用券により利用する場合	略		
	高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき 11,040円
		冷水	1人につき 7,680円
	一般人	温水	1人につき 13,920円
		冷水	1人につき 9,600円
6月利用券により	略		
	高等学	温水	1人につき

		冷水	回数券11枚につき 5,040円
1月利用券により利用する場合	略		
	高等学校の生徒	温水	1人につき 3,920円
		冷水	1人につき 2,720円
	学生又は一般人	温水	1人につき 4,960円
		冷水	1人につき 3,360円
3月利用券により利用する場合	略		
	高等学校の生徒	温水	1人につき 11,040円
		冷水	1人につき 7,680円
	学生又は一般人	温水	1人につき 13,920円
		冷水	1人につき 9,600円
6月利用券により	略		
	高等学	温水	1人につき

		利用する 場合	校の生徒又は 学生		19,200円	
				冷水	1人につき 16,320円	
				一般人	温水	1人につき 24,480円
					冷水	1人につき 20,640円
			団体（20人以上のものに限る。）	略		
				高等学校の生徒又は 学生	温水	1人1回につき 460円
冷水	1人1回につき 320円					
一般人	温水	1人1回につき 580円				
	冷水	1人1回につき 400円				
略						
略						
鳥取県 営米子 屋内プ ールの トレー ニング	一般 利用	一般人			1人1回につ き 70円	

		利用する 場合	校の生徒		19,200円	
				冷水	1人につき 16,320円	
				学生又は 一般人	温水	1人につき 24,480円
					冷水	1人につき 20,640円
			団体（20人以上のものに限る。）	略		
				高等学校の生徒	温水	1人1回につ き 460円
冷水	1人1回につ き 320円					
学生又は 一般人	温水	1人1回につ き 580円				
	冷水	1人1回につ き 400円				
略						
略						
鳥取県 営米子 屋内プ ールの トレー ニング	一般 利用	学生又は一般人			1人1回につ き 70円	

ホール	略
-----	---

備考 略

2 水泳教室参加料

区 分		金 額
一般水泳 教室	略	
	高等学校の生徒又は学生	1人1課程につき 7,330円
	一般人	1人1課程につき 8,430円
略		

ホール	略
-----	---

備考 略

2 水泳教室参加料

区 分		金 額
一般水泳 教室	略	
	高等学校の生徒	1人1課程につき 7,330円
	学生又は一般人	1人1課程につき 8,430円
略		

(鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加

える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）				
1 施設使用料					1 施設使用料				
		区 分	単 位	金 額			区 分	単 位	金 額
体 育 館	略				体 育 館	略			
	一般利用	一般人	1人1回につき	70円		一般利用	学生又は 一般人	1人1回につき	70円
略					略				
備考 略					備考 略				
2 略					2 略				
3 スポーツ教室参加料					3 スポーツ教室参加料				
		区 分	金 額				区 分	金 額	
		児童又は中学校の生徒	1人1課程につき	1,470円			児童又は中学校の生徒	1人1課程につき	810円
		高等学校の生徒又は学生	1人1課程につき	1,980円			高等学校の生徒	1人1課程につき	1,100円
		一般人	1人1課程につき	2,460円			学生又は一般人	1人1課程につき	1,370円

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第16条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表(第7条関係) 1 給水料金				別表(第7条関係) 1 給水料金			
区 分		金 額		区 分		金 額	
日野川工業用水道	1 米子市石州府工業団地に係る区域	略		日野川工業用水道	1 米子市石州府工業団地に係る区域	略	
	2 1以外の区域	基本料金	基本使用水量1立方メートルにつき <u>20円</u>		2 1以外の区域	基本料金	基本使用水量1立方メートルにつき <u>18円</u>

	特定料金	特定使用水 量1立方メ ートルにつ き	<u>20円</u> (特別の理 由がある ときは、 <u>20円</u> 以下で知事 が別に定め る額)
	超過料金	超過使用水 量1立方メ ートルにつ き	<u>40円</u>
略			

備考 略

2 略

	特定料金	特定使用水 量1立方メ ートルにつ き	<u>18円</u> (特別の理 由がある ときは、 <u>18円</u> 以下で知事 が別に定め る額)
	超過料金	超過使用水 量1立方メ ートルにつ き	<u>36円</u>
略			

備考 略

2 略

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第17条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれ

た部分（追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）	
1～3 略		1～3 略	
4 非紹介患者初診加算料		4 非紹介患者初診加算料	
区 分	金 額	区 分	金 額
平成6年厚生省告示第236号 （健康保険法第63条第2項の 規定に基づき厚生労働大臣の 定める療養）第3号に規定す る初診	平成6年厚生省告示第54号 に定める紹介患者加算の点 数に10円50銭を乗じて得た 額に相当する額	平成6年厚生省告示第236号 （健康保険法第63条第2項の 規定に基づき厚生労働大臣の 定める療養）第3号に規定す る初診	初診料算定1回につき 420円
5 長期入院診療料			
区 分	金 額		
平成14年厚生労働省告示第88 号（選定療養及び特定療養費 に係る厚生労働大臣が定める	平成14年厚生労働省告示第 88号第5号に規定する点数 に100分の15を乗じて算出		

医薬品等) 第4号に規定する者を除いた者に係る同告示第3号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院

した数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額

注 病院事業の管理者は、4の表金額欄の額を病院ごとに告示するものとする。

備考 略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第11条中鳥取県警察手数料条例第2条第1項に第31号の2から第31号の8までを加える改正 道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「改正法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
 - (2) 第17条(同条中鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第1に5を加える改正(次号において「追加改正」という。))を除く。)の改正 平成17年5月1日

(3) 第17条(追加改正に限る。)の改正 平成17年10月1日

(4) 次項から附則第4項までの規定 公布の日

(5) 附則第6項から第8項までの規定 改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

(施行日前の製造販売業の許可の申請等に係る手数料の徴収)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成15年政令第535号)附則第9条の規定により薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)第2条の規定による改正後の薬事法(昭和35年法律第145号)第12条第1項若しくは第13条第1項の許可、同法第14条第1項の承認又は同条第6項若しくは同法第80条第1項の調査を受けようとする者の行う申請については、第1条の規定による改正後の鳥取県手数料徴収条例(次項及び附則第4項において「新条例」という。)第2条第1項第55号の4、第56号、第58号、第58号の2及び第62号の2に掲げる事務ごとに当該各号に定める額の手数料を徴収する。

3 新条例第3条から第7条までの規定は、前項の手数料について準用する。

4 附則第2項の規定により徴収された手数料に係る審査を受けた後の行為については、新条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項第55号の4、第56号、第58号、第58号の2及び第62号の2の手数料は、徴収しない。

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日の前日に鳥取県立歯科衛生専門学校に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第3条の規定に

よる改正後の鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

平成17年4月分	月額 20,600円
平成17年5月分以降	月額 20,200円

(放置車両の確認等に関する事務の委託に関する準備行為に係る手数料の徴収)

6 改正法附則第2条の規定により附則第1項第1号に掲げる日前に行うことができるとされた改正法第3条の規定による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項及び第51条の13第1項の規定に基づく行為については、第11条の規定による改正後の鳥取県警察手数料条例(次項及び附則第8項において「新条例」という。)第2条第1項第31号の2から第31号の8までに掲げる事務ごとに当該各号に定める額の手数料を徴収する。

7 新条例第4条から第7条までの規定は、前項の手数料について準用する。

8 附則第6項の規定により徴収された手数料に係る審査を受けた後の行為については、新条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項第31号の2から第31号の8までの手数料は、徴収しない。

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 施行日前から継続して供給している日野川工業用水道の供給(米子市石州府工業団地に係る区域に係るものを除く。)で、施行日から平成17年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る基本料金及び特定料金並びに施行日から平成17年5月31日ま

での間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る超過料金については、第16条の規定による改正後の鳥取県営企業の設置等に関する条例第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。